

島原市庁舎の整備に関する提言

平成22年8月27日

島原市庁舎整備懇話会

はじめに

島原市庁舎整備懇話会は、各種団体及び関係行政機関の代表、学識経験者、さらに公募委員の合計20名で構成され、市長からの委嘱を受け平成21年7月31日に発足しました。

懇話会は、現庁舎の状況や庁舎整備に関する資料等を参考に、計5回の会議を開催し、現在の庁舎が抱える課題を踏まえながら、庁舎を建設するにあたって、新庁舎の規模、備えるべき機能、建設場所等について検討を行いました。

約一年間に渡った懇話会では、委員皆様がそれぞれの立場から、識見と経験に基づいた活発な議論が行なわれてきました。

その結果、ここに、提言書としてお示しできましたことは、一重に委員皆様の熱意とご協力のたまものであり、深く感謝を申し上げます。

この提言書は、市庁舎整備の基本的な考えについてとりまとめたものであります。

市におかれましては、市庁舎整備の基本構想等の策定や市庁舎整備に向けて十分参考にさせていただくよう切に願います。

終わりに、新しい庁舎が本市行政の中核としての役割を十分に発揮し、島原市が島原半島の中心都市として今後ますます発展されますよう祈念いたします。

平成22年8月27日

島原市庁舎整備懇話会
会長 木下康博

目 次

はじめに

I 提 言	1
1 庁舎の現状	1
2 庁舎建設の必要性	2
3 庁舎の機能	4
4 庁舎の建設場所	5
5 その他	7
II 委員からの意見(要旨)	9
1 庁舎建設全般	9
2 財政関係	11
3 庁舎の機能関係	12
4 庁舎の規模関係	16
5 支所関係	17
6 建設場所関係	18
III 資料	23

I 提 言

Ⅰ 提 言

市役所庁舎の整備については、平成18年5月庁内に設置された庁舎建設検討委員会や、平成19年11月に設置されたその下部組織である新庁舎建設検討プロジェクトチームにおいて、庁舎整備に係る様々な検討課題の検証と具体的な建設計画等の協議が行なわれているところである。

本懇話会は、平成21年7月31日市長から庁舎整備について意見を求められ、市事務局から提示された資料を基に本市における市役所庁舎の現状、新庁舎の建設場所、規模、備えるべき機能などについて検討を行ってきた。

その結果、下記のとおり提言する。

1 庁舎の現状

本庁舎は、本館が昭和27年に、新館が昭和46年に建設され、その後、執務室不足から平成4年に別館を建設し現在に至っている。

このため、本庁舎は老朽化が進むとともに、本館及び新館については、昭和56年の建築基準法改正による新耐震基準適用前の建築物であり、平成12年度に実施した耐震診断によると、震度6強の地震が発生した場合には、倒壊し、又は崩壊する危険性が高いとされている。

さらに、庁舎全体が手狭となっている上、エレベーターが設置されていないなどバリアフリーが不十分であり、また駐車場も不足し住民サービスの観点からも施設改修について早急に検討する必要がある。

なお、平成18年1月、島原市と有明町の合併時に策定された「新市建設計画」の中で、新庁舎の建設は優先して取り組む7つの事業の中の1つとして位置づけられており、「新しい市の庁舎については、バリアフリーや省資源・省エネルギーに配慮し、機能的にかつ自由に集えるような施設として、また、地域の情報化推進の核としての機能を備え、さまざまな情報が入手できる施設として、今後、市民の方々と一緒になって検討していきます。」とされているところである。

2 庁舎建設の必要性

(1) ハード面での問題

① 手狭な庁舎による影響等

本庁舎については、本館、新館、別館と3棟に分散しているため、執務室や会議室の配置が来庁者にとって分かりづらく利用しにくい状況にある。

さらに、各執務室が手狭な上、来庁者の待合室や利用スペースも不足しており、また、エレベーターが設置されていないなどバリアフリー対策が十分でない。

② 駐車場不足による影響

本庁舎の来庁者駐車場は、不足しており、特に、雨天時や会議開催時等には満車状態となり来庁者に不便をかけている。

③ 老朽化による影響

本庁舎は、全体がかなり老朽化しており、毎年、施設や設備の維持・補修に多額の費用を要している。

④ 耐震性の問題

平成12年度に実施した耐震診断の調査結果では、震度6強の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いとされており、地震災害時等には、来庁者や職員の安全面が危惧されるほか、防災拠点としての機能を十分に発揮することができないことが予想される。

(2) 耐震補強の可能性

耐震補強の実施により耐震強度を上げることは可能であるが、以下の問題が考えられる。

① 耐震補強により耐震強度は増加するとしても、耐用年数が延びるものではなく、一方で、老朽化の問題もあるため、今後新たに庁舎を建設する必要性が生じてくる。

② 耐震補強を行っても、利便性の向上、利用スペースの不足

という問題やバリアフリー対策については解決しない。

(3) その他の問題

① 新市建設計画

庁舎建設事業は、島原市と有明町の合併の際に、新市建設計画の中で取り決められた7つの優先すべき事業の一つである。

② 合併特例債の活用

合併の優遇措置である合併特例債は、対象事業費の95%を起債として借り入れることができ、その対象事業費の約3分の2程度が交付税で財源措置されるものであり、現行制度の中でもっとも自主財源が軽減される制度である。

その合併特例債を利用できる期間は、合併後10年間となっており、庁舎を建設する場合は平成27年度までに活用することが必要である。

③ 有明庁舎の有効活用

有明庁舎は、合併後有明支所等として活用されており、現在約100名の市職員が勤務している。本庁舎の整備に伴い有明庁舎の活用について、現在有明庁舎で実施中の耐震診断の結果や市民サービスの面、経費面等を総合的に考慮して検討する必要がある。

このように、現在の本庁舎は、分散化、狭あい化、老朽化等により、市民サービスの向上や行政運営の効率化を図る上において支障をきたしている。また、災害発生時の防災拠点施設としての役割を果たすための耐震性が確保されていない状況にあり、これらを抜本的に改善するためには新庁舎の建設が必要である。

新庁舎建設については、本市の財政状況を考慮した場合、現行制度の中で財政負担が最小に押さえられる合併特例債の活用が望ましく、そのためには平成27年度までに庁舎を建設する必要がある。

また、庁舎建設には多額の財源が必要となるため、合併特例債の活用のほか、計画的に基金を積み立てるなど建設財源の確保に努めることが重要である。

3 庁舎の機能

新庁舎は、本市の中核をなす建物であり、市民に身近で開かれた庁舎でなければならない。また、新しい島原市の将来ビジョンの策定や施策推進の為の中核機能を担う戦略拠点であり、さらに、災害時には市民の生命と財産を守る防災拠点としての役割を果たす必要がある。

なお、整備にあたっては、市の財政状況等に鑑み、市民に過度の負担とならないよう、シンプルでコンパクトな庁舎を目指すなど適正な規模や配置に努めるとともに、今後、少子高齢化など社会情勢の急速な変化が予想されるため、行政庁としてのニーズを十分考慮する必要がある。

このような観点から、次のような機能が考えられる。

(1) 市民にとって利便性の高い、開かれた庁舎

①市民が用件をスムーズに済ませられるよう、一箇所の窓口で様々な相談や手続きができる総合窓口を目指すとともに、業務が関連する部署をまとめて配置するなど、市民の利便性を第一に考慮すること。

②市民と行政が協働するプラットフォームとしての空間及び市民交流のためのスペースを確保すること。

(2) 防災拠点としての庁舎

①十分な耐震強度を備えること。

②災害時においても、防災拠点施設としての庁舎機能を維持できるための設備を整備すること。

(3) 人や自然に優しい庁舎

①ユニバーサルデザインを取り入れるとともに、ソフト面も充実することにより、すべての人にとって優しく、利用しやすい庁舎であること。

②島原らしさ(城下町、湧水、温泉など)を生かした庁舎であること。

③太陽光発電などの自然エネルギーや省エネルギーシステムを取り入れるなど自然に優しく、環境対策に配慮した庁舎であること。

(4) 情報拠点としての庁舎

行政内部におけるオンライン化、ネットワークを通じた市民への行政サービスの提供、今後の国際化にも対応できる情報機能の充実等、電子自治体の実現に向けた機能を備える。

4 庁舎の建設場所

(1) 庁舎がまちづくりに果たす役割

庁舎の建設場所については、庁舎建設を新しい島原市のまちづくりの一環としてとらえ、例えば商業施設や住宅、学校、病院といった公共公益施設等の機能を中心市街地に誘導する「コンパクトシティ」(◇注)を目指すなど、中心市街地の活性化等に資するよう配慮する必要がある。

◇「コンパクトシティ」とは

市街地の未利用土地を積極的に活用していくことにより、郊外への開発拡大を抑制し、農地や緑地の保全を図る。また商業・業務機能に偏った市街地中心部に居住空間を整備して、都心居住を進める。これにより職場と自宅が近くなり通勤時等の渋滞緩和が図れるとともに、生活に必要な様々な施設が集積していることから、高齢者など自家用車を利用できない人々も、商店街や病院、役所などに歩いて行けるようになる。

このように「コンパクトシティ」は、都市中心部にさまざまな機能を集めることによって、相乗的な経済交流活動を活発化させ、持続可能な暮らしやすい街をつくっていかうとする、考え方である。

(2) 市有地の活用について

市有地の活用については、用地の購入費用や購入等に係る期間を考慮しなくてよいというメリットがある。

市から示された、大手浜埋立地、島原城跡公園、霊丘公園の3つの候補地について検討した結果、主な課題は以下のとおりである。

① 大手浜埋立地

国道交差点に近接していることや、同時に鉄道踏切を横断する必要があるため交通アクセスが懸念される。

② 島原城跡公園及び霊丘公園

両公園とも、公園や体育館等として利用されており、庁舎を建設するとなると代替施設の検討も必要となる。

また、都市公園区域であるため、区域の変更など様々な手続きが必要であり、さらに、風致地区であるため建設について建物の高さなどの制約がある。

(3) 民有地の購入利用について

民有地の利用については、より多くの場所を候補地として選定できるメリットがあるが、用地の取得費用や用地取得等に係る期間を考慮する必要がある。

(4) 現在地の活用について

現在地の活用については、中心市街地であること、鉄道や路線バスといった交通機関の便が良いこと、市有地であるため新たな用地取得費用がかからないこと、他の官公庁が近隣にあるなど多くのメリットがある。

現在の敷地だけで十分な建設用地を確保することが難しい場合は、現在地周辺の市有地等の活用や大手浜埋立地を利用した建替えができるため、より現実的な建設候補地の一つであると考えられる。

以上のように、庁舎の建設場所については、民有地を購入活用することも考えられるが、建設の財源として合併特例債の適用を前提とした場合、平成27年度までに事業を完成するという期限があること、用

地の取得費用等の財政負担が増えることなどから、市有地の活用がより望ましいものと思われる。

庁舎建設に利用できる市有地については、事務局から候補地を示されたところであるが、島原城跡公園及び霊丘公園については(2)で述べたとおり検討すべき課題が多く庁舎建設は難しいのではないかと考えられる。

一方、島原市は従来から本庁舎がある大手を中心に街が発展してきた歴史があり、現在も商店街や官公庁が隣接する中心市街地に位置している。

また、現在地周辺は、鉄道やバスなどの交通の便も良いことから、市民の利便性も高く、また、長崎市、福岡市、熊本市といった周辺都市とのアクセスの便も優れている。

以上のような理由から、現在地付近の市有地等の活用や大手浜埋立地を利用するなど、現在地及びその周辺を活用した建替えが望ましいものと考えられる。

5 その他

(1) 市民の意見を反映した事業の推進

新庁舎は市の中核をなす施設となるので、今後とも事業の推進にあたっては、広く市民の意見を聴く機会を設けていくことが重要となる。

(2) 行財政改革の一層の推進

近年の厳しい経済状況の中で、多額の財源を必要とする庁舎建設について市民の理解と協力を得るためには、より一層の行政改革の推進や財政運営の効率化を図る必要がある。

(3) 支所機能について

本庁と支所等との適切な役割分担について、今後の行政需要や経費面等を考慮して検討する必要がある。

II 委員からの意見(要旨)

II 委員からの意見(要旨)

1 庁舎建設全般

- ・ 今から先、市民からのニーズも多様化、増加して行くと思う。それらのニーズに対して、どういった方法で対応していくかが問題になっていくと思う。
- ・ 将来の行政庁としての市役所の役割について考えることが大切だと思う。
- ・ 庁舎建設については、以前から市において計画されていたようであるが、雲仙普賢岳災害により実現できなかったと思う。災害から20年近くたっており庁舎の老朽化はかなりのものと考えてるので建替えについては、理解を得られるのではないかな。
- ・ 市の活性化のために、庁舎の建替えと都市計画の見直しを一緒に考えないといけない時期に来ているのではないかな。
- ・ 街の中に造るにしても、郊外に造るにしても市役所はシンボルとして、島原の核となるような空間であって欲しい。
- ・ 市役所がどういうものであってほしいか考えたときに、市役所は市民のためのものであって欲しい一方、外から島原のことを考えたとき島原を代表する施設が市役所とすると、市役所は島原らしいもの、島原のシンボルであって欲しい。
- ・ 市庁舎建設は、まちづくりのような漠然とした話とは違って本市の核となる施設を造るという官民一体になって進んで行くべき具体的な事業である。市の案をたたき台として、専門家や市民の意見を取り入れ、庁舎の機能を具体化したところで、民活の利用等大きな観点から検討する必要があるのではないかな。市民を巻き込んで進めていかないと、建設に同意を得られないのではないかな。

- ・ 庁舎建設は市民の理解が絶対に必要である。庁舎建設事業は、50年100年に一度の大事業であり、市庁舎は職員のためだけの建物ではなく、市のシンボリックな建築物となる。そのため庁舎の建設は、市民を巻き込んで市民と行政と一緒に進める必要がある。
- ・ 庁舎整備は最終目的ではなく手段であり、庁舎を整備して島原市を今後どうもっていくかというビジョンが必要である。
- ・ 是非、懇話会の議論については市民にオープンにして欲しい。
- ・ もっと市民から意見を聴くような、例えばアンケートを取るとか、市民との懇談会を開くといったことは考えていないのか。
- ・ アンケートを取るのであれば、意見が集約されない「どこに市役所を造るのか」等についてではなく、「市民の方が市役所のどの部署に良く行くのか」、「週にどのくらい市役所のいいくのか」、「市役所にレストランなど市民スペースは必要か」などといったソフト面について行なうのが良いのではないか。
- ・ シンボルとしての建物とあるが、ハード的にシンボリックな建物を建てるのではなく、ソフト面でのシンボルを目指すべきでは。
構造上立派な建物を造るのではなく、必要な機能を満たす建物であればよいのではないか。
- ・ 市庁舎建設にあたっては、外部の大手企業だけではなく、市内の建設業者が関われるようにして欲しい。

2 財政関係

- ・ 交付税や合併特例債等を財源に考えているようだが、計画的に基金の積み立てるなどといった自助努力が必要ではないのか。財源の確保が一番の問題である。
- ・ 本市の財政は厳しく基金も少ないということだが、今後ますます厳しい状況になるだろう。だからこそ、庁舎は合併特例債が活用できる平成27年度までに建設する必要があるのではないか。
- ・ 市民からは、なぜ今、庁舎を建てる必要があるのかという意見が出てくるのではないか。市役所の耐震性の不足が建替えの主な理由であるが、なぜ市役所だけという意見が出てくると思う。民間の耐震に対する配慮、支援も考えるべきではないか。
- ・ 島原市は、噴火災害の影響があったためと思うが近隣の市に比べてインフラの整備が少し遅れていると思う。今後、し尿処理場の建設、公共下水道、地籍調査、小学校の建替問題などで多くの資金が必要になってくると思うが、そうなると、今は財政は上手く行っているが、将来も上手く行くとは限らないのではないか。
- ・ 建設方法についてもいろいろ議論するのは良いと思う。例えば駐車場を立体駐車場にして必要面積を少なくする等、ぜひ費用がかからないような方法の検討をお願いしたい。
- ・ 庁舎整備は行政改革の一環として市民の協力を得るために、一緒に行うべき。

3 庁舎の機能関係

- ・ 庁舎建設事業は、市民の皆さんの理解を得る必要があるだろう。そのためには、市役所という事務所を造るといったことだけではなく、市民の皆さんがいろんな形で活用できるような、市民の希望にそった施設を造るといった部分も必要ではないか。
- ・ 今後、行政と市民が協働していくために、新庁舎には会合のための場、情報発信の場、物産展ができるようなスペース、ジオパークの認定もあったので、外国人とのふれあいができるような市民の交流の場的なものが必要ではないか。
- ・ 交流の場を設けることにより、一般市民にとって市役所がより身近な存在となり、新庁舎ができて良かったという雰囲気にもっていったら良いのではないか。
- ・ 庁舎のあり方をどうするのかといったことをはっきりしなければならない。有明の庁舎をいかに活用していくのか、総合庁舎方式でいくのか、分庁舎方式、支所でいくのか、あるいは出張所で行くのかといったような問題も出てくる。今後庁舎という箱物を造るだけでなく、ソフト面についても考えて行かなければならない。
- ・ ワンストップサービス、総合窓口化についても、そのような窓口にするためには庁舎にどのような施設、機能が必要かも一緒に考えていかねばならない。そうして機能が決まってくれば庁舎の規模も決まるだろうし、おのずと必要面積も決まり、場所も決まってくるのではないか。
- ・ ワンストップサービス、ノンストップサービスといった市民窓口が今後の行政のあり方の最終的な形と考えるのでそれについて検討すべき必要があると考える。
- ・ 1階のホールを広く造ることで、ワンストップ受付コーナーや市民の

為のスペースなどいろいろな用途に活用もしやすいのでは。

- ・ ホールは広々として、水を引き込む等島原らしさを出すべきではないか。
- ・ これからの自治体というのは、自治体間の競争の時代である、国や県に依存しては今後はやっていけない、国や県に依存する自治体は衰退し、市民が積極的に活動する自治体が延びて行く時代になったと思う。
島原市は物質的にも観光的に恵まれている、これから島原が発展するにはこれまでのように市がリードして行くのではなく、市民が島原市を発展させるための活動をし、アイデアを出していく、そのための拠点、活動の中心の場が市庁舎であるべきではないか、受付や申請の事務所機能は庁舎機能の一部であり、行政は市民活動を後方支援し市民活動を支え、庁舎は市民活動の中心拠点としての役割が必要ではないか。
- ・ 市民協働のスペースについては、会議室や懇話室といったスペースを確保しフレックスに使えるようにするなど専用で設けるのではなくそういったスペースを充実させて対応すればよいのではないか。
- ・ 高齢者、障害者の方について考えた場合、歩いて庁舎にすぐに入れるよう庁舎の中央部にバス停がくるようなレイアウトが望ましいのでは。庁舎の中央部に障害者、高齢者の為の乗降場をつくり、健常者の方は少し遠くに駐車場があっても良い等のすみわけが必要ではないか、そうしたことを考え合わせると庁舎のレイアウトや敷地の利用形態は決まってくるのではないか。
- ・ 市役所は島原らしい自然を生かしたものであって欲しい。
- ・ 島原のことは、聞けば何でも分かるなど島原についてどこよりも詳しく、島原についての情報発信を行う場所であって欲しい。

- ・ 「島原はいいところね」とお客様の声を良く聞かすが、弱い人に優しいまちであって欲しいので、別の委員さんの意見にもあったバス停を併設するなど弱者に優しい市役所であって欲しい。
- ・ 働く職員の人にとっては、働きやすい市役所であって欲しい。
- ・ 情報拠点としての庁舎の機能について、今後、情報化がさらに進んで行くのでそれに対応できる庁舎機能が必要ではないか
- ・ 庁舎には地域コミュニティの中核としての機能、行政情報を発信していく機能等いろいろな役割が必要であると考えます。
- ・ 今は、来庁者が多い部署でもIT化が進むことにより将来的にはどうなってくるのか、そこを見据えた上で新庁舎の機能について検討していく必要があるのではないかと。
- ・ 庁舎の中に保育所を造る。また、ジオパークに認定されたので、それに関連する施設を併設するなど、そういった新たな機能について、検討委員会やプロジェクトチーム等で是非議論して頂きたい。
- ・ 今後IT化が進むことによって住民票の発行などはコンビニエンスストア等で可能になるのではないかと。10年、20年後、市民は庁舎をどのように利用するのかを考えて造る必要があるのでは。
- ・ 難しいこととは思いますが10年、20年後の市役所の役割を考えるとどのような機能が必要か見えてくるのではないかと。
- ・ 今後、どんなにIT化が進んでも市役所に全く来なくて要件が済むということにはならないのではないかと。お年寄り等IT弱者の方は最終的には市役所に来る必要があるのではないかと。そう考えると資料にあるようなワンストップサービスの窓口が必要になると思う。
- ・ 現在の民間の流れとしては小さい本社が主流である。極力本社

できない業務、会社としての戦略を練る部署など集中した方が効率的な業務だけを本社においている。

- ・ ハブ&スポークという考え方がある、自転車の車輪の中心がハブでそれを支えている何本もの細い支柱がスポークのことだが、ハブは中枢(本庁舎)で、スポークはお客様と近い営業所(支所)に例えられる。本社は本社になければならない機能だけを残し、それ以外の機能は支社に移す、営業にしても、市民サービスにしてもお客さんに近い方がやりやすいので窓口機能はできるだけ市民に近いほうが良い。
- ・ 島原はジオパークの認定を受けたが、今後海外とのコミュニケーションも重要になってくる、海外との情報拠点としての役割も庁舎には求められるのでは。
- ・ 市にとっての利害関係者は市民だけでなく、企業、商店街、いろいろな人がいる、それら幅広い人達が市庁舎を利用することを考えた場合、現在の組織を再編成する必要があるのではないかと、市民サービスを考えると縦割りではなく横断的な組織が望ましい。
- ・ 今後、都市間競争が激しくなり、競争が進んでいくと生き残るために島原半島は一つの市にならざるを得ないと考える。合併後、本庁以外の支所についてはリストラクチャリングが必要である、市民窓口、地域の情報発信・情報収集機能等の必要な機能だけ残して、空いたスペースを市民のためのスペースとして活用できないか。
- ・ 市民同士、市民と行政とがコラボレーションし、まちづくりを考える、ワークショップを行うなどといった市民活動が活発でないと都市間競争に負けてしまう。
- ・ 新庁舎の機能について、新庁舎を建設するとなると設計が必要となってくると思うが、将来を見据えた上での設計が必要になると思

う。

島原市は災害の関係もあり全国的に知名度もあるので設計については全国に公募するというのも一つの方法ではないだろうか。

- ・ 庁舎の機能については建設当時は機能面で十分だったものが、その後の情勢の変化で足りなくなる部分がどうしても出てくると思うので設計の中である程度余裕を持たせることが必要ではないか。
- ・ 庁舎は、市民以外にも企業、商店の関係者も利用する。庁舎機能において市民サービスが重要な位置づけとなることはもちろんだが、それ以外の庁舎利用者のことも考えて機能面を考えて行くとバランスのとれた庁舎になるのではないか。
- ・ 新庁舎の機能について、懇話会で出された機能がすべて網羅されれば立派な庁舎ができるのではないか。今後、建設する段階で財政面等を考慮して優先順位をどう付けるのかが問題であると思う。
- ・ 民間の力を活用できるものは民間の力を活用すべきではないか。レストランや会議スペースなどなんでも市役所に造ってしまうと民間の仕事を取ってしまうことに繋がらないか心配である。

4 庁舎の規模関係

- ・ 今後、市の職員数について減少していくと思うが、長崎県においても島原振興局は諫早市の方に統合されると言った話も聞く。県との合同庁舎を建設するなどの方法は考えていないのか？
- ・ 建設した当時は会議室が数多くあったのに、だんだん年数が経つにつれて他の目的に利用され会議室が足りなくなるというケースが多い、ある程度余裕をもった建物が長い年限活用できるのではないか。

5 支所関係

- ・ できるだけ安い方法での庁舎建設となると有明庁舎の活用は避けて通れないと考える。耐震化の結果がどうなるかという問題はあるが、有明庁舎を取り壊して総合庁舎を建てるとなると、今の時代にはあったやり方とは言えないのではないか。
- ・ 建物の数は少ない方が維持管理は易しいだろうが、本庁舎は中枢的機能だけの小さい庁舎にして支所でできる機能は支所を活用した方が良い面もあると考えられる。
- ・ 住民に近い支所を生かしたほうが行政サービスの質は低下することはないのではないか。
- ・ 市庁舎という建物はコミュニティの中核拠点としての役割を担うことになるが、市庁舎の役割について集中すべき機能と支所等に分散した方が望ましい機能と分けて考えた方が良いと考える。サービスやコスト面で本庁舎に集中する機能、地域の住民のサービスのために支所等に分散化した方が良い機能について考えていけば、新庁舎での機能、支所の機能が決まってくるのではないか。
- ・ 既存の支所を活用する分庁舎方式は最終的にはランニングコストはかかるが、中枢的な機能だけを持たせた小さな本庁舎を建設し、分庁舎を活用するというのもやむを得ないのではないか。
- ・ 他市では、それまで役場を中心に開けてきた街が支所機能の縮小化とともに賑わいが無くなってきているとの話を聞く。島原市についても本庁機能を分散することによりまちづくりの中核としての役割を果たせなくなるのではないかと少し危惧する。
- ・ 分庁方式が初期投資は少なくて済むが、維持管理といったランニングコストを考えると長期的にはどうなのか疑問である。合併してもないので、支所機能等は必要であろうが、今後分庁舎方式で

いくのか、その点も踏まえて検討する必要があるのではないか。

- ・ 将来、財政的に支所に配置する人員は出せるのか、コンビニ、郵便局、民間に委託するのかその予算はどの程度かかるのか、利用者はどの程度なのか検討が必要である。
- ・ 費用対効果というのは大切であると思うが、市役所は民間企業ではないので市民に平等にサービスを提供しなければならないと思う。中心部の市民だけ便利になるのではなく、どの地域の人でも同じような行政サービスが受けれることが必要ではないか。

6 建設場所関係

- ・ 現在地から離れた場所に移転となると反対の声も多く出てくると思う。
新庁舎は現在地からできるだけ近隣の場所、建設の仕方によっては必要な面積を満たすとの試算もあるようなので、できれば現在地が望ましいのではないか。
- ・ 現在地に建て替えるとした場合、道路を変更して大手広場の駐車場、公園等の活用について検討が必要ではないか。
- ・ 大手浜埋立てについては、踏み切りがある為、遮断機が下りた場合緊急車両が足止めを受けるなど交通アクセス面で問題がある。
防災棟は現在の市役所の場所に建てる、高架を造るなど何らかの対策を講じた方が良いのではないか。
- ・ 財源の問題等を考えるとこの市有地の活用も理解できるが、例えば他の広い敷地を購入して建てる等、他の案はないのかという意見が出てくるのではないだろうか。
- ・ 庁舎というのは、その街の核となる施設である。庁舎を中心に街が開けていくものであり、庁舎がある大手を中心に島原は街が発

展していった歴史があるのではないかと思う。

- ・ 民間のチェーン店を例にしてあげると土地があるからそこに店を造るのではなく、この場所しか利益がでる店は出店できないと先に場所を決めて出店していると聞いたことがある。庁舎について考えると中心市街地の活性化なら街の真ん中に作るしかない。何の目的で造るかで建設場所は変わってくると思う。
- ・ 庁舎の場所については、郊外ではなく街の真ん中であってほしい。中心市街地が衰退してきた理由は、郊外に大型店舗が出店したことに加え、いろいろな施設が中心市街地から郊外に移転していったことがあると思う。庁舎が現在地から動くことで現在の中心市街地がますます衰退するのではないかと心配する。
- ・ 最近コンパクトシティという考え方が注目されている、まちの真ん中に市役所などの行政施設や教育施設、病院施設、商店街などがあり、それぞれ役割を果たすことで市民が生活しやすいまちづくりができると思う、市役所が郊外にいつてしまうと中心市街地が壊れてしまうのではと心配をしている。また、郊外に移転となると、車を持っている人はいいが、交通弱者にとっては市役所に行くことも大変だと思う。
- ・ 市有地に建設することが難しいとなるとどこか土地を購入して再開発を行う必要があるがそうなった場合は、合併特例債が活用できる期間を考えると難しいのではないか。
- ・ 現在の庁舎の活用は、考えていないのか。本庁舎の本館は昭和27年築、新館は昭和46年築とのことだが今回は本館のみ建て替えて新館はしばらく活用する、国有地を譲り受けて今の市役所西側の大手広場一体を再開発するなどは考えられないのか。
- ・ 今の段階では、利害関係等いろいろな問題が絡んでくるので具体的にどこに建設するということを決めるより、庁舎の持つべき機能

等中身をしっかりと議論するべきではないか。庁舎の機能が決まってくれば自ずと庁舎の規模も決まるので建てられる場所も決まってくるのでは。

- ・ 本懇話会が庁舎の場所、機能等について提言をして、それに対して市民がどう思うのか議論がなされるような形が良いのではないか。せっかく各機関の団体の代表が集まってきているので、ある程度の方角付けはこの懇話会で示すべきだ。
- ・ 最終的には候補地について評価をし、優先順位をつけ候補地を示すべきだが評価するには根拠が必要であるのでその根拠づけをじっくり行うべきである。その評価の根拠としてアクセスの利便性、商店街との経済的な相乗効果等いろいろな面から検証して行かなければならない。
- ・ 市民の方にアンケートを広くとった場合には20も30もいろいろな意見が出てまとまらないと思う、本懇話会としてある程度優先順位を付けた案を最終的に提言する必要があると思う。
- ・ 合併特例債が活用できる平成27年度までという期間を考えていくと、大手広場の活用についても議論をしていいのではないか。
- ・ 現在地の建替えは、道路の整備上は少し難しいのではないか。現在の庁舎を仮設庁舎として使用し、大手浜に建て替えるのが一番早い方法ではないか。
- ・ 場所の問題について、具体的な場所を絞り込めるのか、中心市街地の活性化のため今の商店街の近く等で留めておく程度しかできないのでは。
- ・ 建て替えれば今後50年はその庁舎を使うことになる。市民の納得しない場所に造ってしまうと市民の要望にこたえられないのではないか。

- ・ 財政的にも、時間的にも新たに土地を求めて庁舎を建設するとなると難しいのではないか。
- ・ アーケードの中には庁舎建設の候補となるような空き地が何箇所があるので、それらについても検討してもらえないか。
- ・ 場所については、市有地だけでなく民活も含めて検討して欲しい。
- ・ 市庁舎建設には、駐車場など広い土地が必要になってくる。そうした中で、地価の高い土地を購入するというのはどうなのか。
- ・ 場所の問題は、難しい問題ではあるが、どのような議論をしたということは懇話会として出した方が良いでしょう。

III 資料

Ⅲ 資 料

島原市庁舎整備懇話会設置要綱

平成 2 1 年 4 月 1 0 日

(設置)

第1条 島原市庁舎の整備に関して、広く市民等の意見を求めるため、島原市庁舎整備懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 市庁舎整備に関すること
- (2) 市庁舎建設の基本計画等に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市庁舎整備等に関し必要な事項

(委員)

第3条 懇話会は、次に掲げる委員20人以内で組織する。

- (1) 各種団体等の代表
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験者
- (4) 公募委員

(任期)

第4条 委員の任期は、懇話会として市長に対し提言を行うまでとする。

(組織)

第5条 懇話会は会長、副会長及び委員で構成する。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を掌理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総務部経営管理グループ課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 この要綱の施行後、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

島原市庁舎整備懇話会委員名簿

(敬称略)

(委員種別)	(氏名)	(役職等)
各種団体	会長	木下 康博 島原市社会福祉協議会長
各種団体	副会長	星野 親房 島原商工会議所副会頭
各種団体	委員	今坂 秀春 島原市老人クラブ連合会事務局長
各種団体	委員	上田 義定 島原青年会議所理事長
各種団体	委員	内田 象之 島原市医師会副会長
各種団体	委員	北村 正保 島原市中心市街地街づくり推進協議会理事
各種団体	委員	隈部 政博 島原市商店街連盟会長
各種団体	委員	佐仲 美奈江 島原市婦人会連絡協議会監査
各種団体	委員	菅崎 盛秋 有明町商工会事務局長
各種団体	委員	田中 謙悟 島原鉄道株式会社総務管財課長代理
各種団体	委員	矢川 武士 島原市町内会・自治会連合会長
関係機関	委員	古賀 康典 島原振興局管理部長
関係機関	委員	木下 勝晴 島原消防署長(第1回～第3回懇話会)
		柴原 泰成 島原消防署長(第4回～第5回懇話会)
学識経験者	委員	片岡 勲 熊本県立大学名誉教授
学識経験者	委員	永池 克明 久留米大学教授
学識経験者	委員	中村 靖人 長崎県建築士会島原支部長
学識経験者	委員	林田 誠治 一級建築士
公募委員	委員	松尾 建国 市民委員
公募委員	委員	宮崎 俊章 市民委員
公募委員	委員	山本 久美子 市民委員

(注)・役職等は、就任当時のものです。
 ・委員については、委員種別ごとの50音順です。

島原市庁舎整備懇話会の開催状況

開催回	日 時	主 な 議 題
第 1 回	平成21年 7 月31日	1. 会長及び副会長の選出 2. 庁舎の現状等について ① 庁舎の現状 ② 庁舎整備についての検討の経緯 ③ 本庁舎の耐震性についての問題 ④ 今後の対応 3. 本市の財政状況等について
第 2 回	平成21年11月20日	1. 庁舎の規模等について ① 庁舎の規模 ② 庁舎の敷地面積 ③ 建設位置 ④ 有明庁舎の活用
第 3 回	平成22年 2 月12日	1. 新庁舎の機能について ① 利便性の高い、開かれた庁舎 ② 防災拠点としての庁舎 ③ 人や自然に優しい庁舎 ④ 情報拠点としての庁舎
第 4 回	平成22年 5 月21日	1. 前回までの懇話会での意見について ① 現在の本庁及び支所の事務所機能 ② 現在地での建替えの検討について
第 5 回	平成22年 7 月 2 日	1. 提言書（案）について

現在の市庁舎の状況

(庁舎の概要)

区分	延床面積(m ²)	構造	建築(竣工)時期	利用概況	
本 庁 舎	本館	2,237	鉄筋コンクリート造3階建	S27年6月	執務室、会議室、応接室ほか
	新館	2,033	鉄筋コンクリート造4階建	S46年12月	執務室、会議室、議場
	別館	631	鉄骨造3階建	H4年11月	執務室、会議室
	計	4,901			
有 明 庁 舎	本館	3,336	鉄筋コンクリート造3階建	S54年3月	執務室、会議室、賃貸ほか
	別館	438	鉄筋コンクリート造2階建	H1年1月	賃貸中
	車庫兼倉庫	303		H1年1月	
	計	4,077			
合計	8,978				

(駐車場の概要)

駐車場の場所	台数
本庁舎西側	13
本庁舎東側	31
大手浜駐車場	91
本庁舎合計	135
有明庁舎	69

(庁舎の事務所機能)

H22年4月

庁舎の区分	グループ等の数	職員数
本庁舎 正規職員数	17 部署	218人
(非常勤職員等)*1		(31人)
有明庁舎	11 部署	98人
(非常勤職員等)*2		(52人)
合計		316人(83人)

*1 本庁舎に勤務する非常勤職員、電話交換士、広域圏職員、銀行職員をいう。

*2 有明庁舎に勤務する非常勤職員、広域圏職員、農協職員をいう。